株式交換に係る事前開示書類

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2020 年 2 月 20 日
ＧＣＡ株式会社

2020年2月20日

株式交換に係る事前開示書類

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
ＧＣＡ株式会社
代表取締役　渡辺　章博

ＧＣＡ株式会社（以下「当社」といいます。）を株式交換完全親会社、ＧＢ株式会社（以下「ＧＢ社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に関して、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定に基づき当社が開示すべき事項は、以下のとおりです。

1.　株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別添1のとおりです。

2.　会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別添2のとおりです。

3.　株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1)　ＧＢ社の成立の日における貸借対照表の内容

別添3のとおりです。

(2)　ＧＢ社の成立の日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ＧＢ社は、本株式交換の効力発生日の前々日（予定）に、Stella EOC Newco Limited（本社：英国。以下「ステラ新会社」といいます。）の株主から、ステラ新会社の発行済株式の全部を現物出資（以下「本現物出資」といいます。）により取得し、ステラ新会社の株主に対して、ＧＢ社のＡ種株式合計4,375,000株を発行する予定です。

4.　株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

当社において最終事業年度末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2020 年 2 月 14 日開催の取締役会において、北欧の独立系Ｍ＆Ａアドバイザリーファームである Stella EOC Limited（本社：英国。以下「ステラ社」といいます。）の全事業を買収することに関し、2020 年 2 月 14 日付で、ステラ社及びその他の当事者との間で売買契約（Sale and Purchase Agreement）（以下「本買収契約」といいます。）を締結しました。また、当社は、本買収契約の規定に従い、2020 年 2 月 14 日に、ＧＢ社との間で株式交換契約を締結しました。

別添 1

株式交換契約書

株式交換契約書

GCA株式会社（以下「甲」という。）とGB株式会社（以下「乙」という。）は、令和2年2月14日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（株式交換の方法）

本契約に定めるところに従い、乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条　（商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

① 株式交換完全親会社（甲）

商号：GCA株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

② 株式交換完全子会社（乙）

商号：GB株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

第3条　（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙のA種株式の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙のA種株式1株につき甲の普通株式1株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
2. 乙の普通株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本株式交換に際して、乙の普通株式の株主に対し、その保有する乙の普通株式に代わる株式その他の財産の割当てを行わない。
3. 甲が第1項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条　（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の定めるところに従って、甲が定める。

第5条　（効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和2年4月6日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意により、効力発生日を変更することができる。
2. 前項但書に定める場合、乙は、会社法第790条第2項に定めるところに従い、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

第6条　（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めるものとする。

第7条　（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条　（本契約の変更及び解除並びに株式交換の中止）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙は、協議の上、合意により本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第9条　（本株式交換及び本契約の効力）

1. 本株式交換は、甲、STELLA EOC LIMITED 及びその他の当事者の間の令和 2 年 2 月 14 日付 AGREEMENT for the sale and purchase of the entire issued share capital of Stella EOC Newco Limited に従った乙による A 種株式の発行の効力が生ずることを条件として、その効力を生ずる。
2. 本契約は、(i)効力発生日の前日までに、第 6 条第 1 項但し書きに定める甲の株主総会の承認（必要がある場合に限る。）若しくは第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の承認が得られないとき、(ii)本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な関係官庁の承認等が得られなかったとき、又は(iii)前条に従い本契約が解除され若しくは本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。

第10条　（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第11条　（管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条　（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し、合意により決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年2月14日

甲　東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
GCA株式会社
代表取締役　渡辺　章博

乙　東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
GB株式会社
代表取締役　渡辺　章博

別添 2

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

(1)　交換対価の相当性に関する事項

交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

本株式交換により、ＧＢ社のＡ種株式１株に対して、当社普通株式１株を割当交付いたします。本現物出資により発行されるＧＢ社のＡ種株式は、合計 4,375,000 株となる予定です。この結果、当社は本株式交換により当社の普通株式 4,375,000 株をステラ新会社の株主に対して交付する予定です。本株式交換により当社が交付する当社の普通株式については、自己株式 1,964,922 株及び新たに発行する株式 2,410,078 株（合計 4,375,000 株）を充当する予定です。

なお、ＧＢ社は、本株式交換の効力発生日において、Ａ種株式のほか、普通株式を発行しておりますが、当該普通株式は、当社がそのすべてを保有しているため、本株式交換に際しては、ＧＢ社の普通株式の株主に対して対価の割当てを行いません。

（ア）算定の基礎

当社は、第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプス株式会社（以下「ダフ・アンド・フェルプス」といいます。）に、株式価値比率の算定を依頼しました。

ダフ・アンド・フェルプスは、マーケットアプローチの観点から、ステラ新会社に市場株価が存在しないこと及び両社と類似する事業を営む上場会社が複数存在することに鑑み、類似会社比準法による算定を行いました。また、インカムアプローチの観点から、事業活動の状況を評価に反映するためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー（ＤＣＦ）法による算定を行いました。

マーケットアプローチでは、類似会社比準法により、株式価値比率のレンジを 89.3：10.7～90.3：9.7 と算定しました。また、インカムアプローチの観点からは、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー（ＤＣＦ）法により、株式価値比率のレンジを 88.5：11.5～89.6：10.4 と算定しました。なお、ＤＣＦ法に採用した当社及びステラ新会社の 2020 年 12 月期の事業年度における財務予測においては、大幅な増減益を見込んでおらず、また、本買収により実現することが期待されるシナジー効果も含まれておりません。

ダフ・アンド・フェルプスは、当該比率の算定に際して、当社及びステラ社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びステラ新会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を実施しておらず、第三者への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社及びステラ社から提出を受けた財務予測に関する情報は、当社及びステラ社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成され提供されたことを前提としております。

（イ）算定の経緯

当社は、株式価値比率を決定するにあたり、ステラ新会社へのデュー・デリジェンスを実施して、Jones Day 及び PricewaterhouseCoopers LLP より、それぞれ報告書を取得し、ステラ新会社の状況について検討を行いました。また、当社は、ダフ・アンド・フェルプスによる分析と助言、その他様々な要因を総合的に勘案した上でステラ社と協議・交渉を行い、株式価値比率を決定いたしました。

（ウ）算定機関との関係

当社が株式価値比率の算定を依頼したダフ・アンド・フェルプスは、当社及びステラ社の関連当事者には該当せず、重要な利害関係も有しません。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して、当社の増加する資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

増加する資本金の額	金 0 円
増加する資本準備金の額	会社計算規則第 39 条に従い当社が別途定める額
増加する利益準備金の額	金 0 円

上記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。

別添 3

ＧＢ社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

貸借対照表
(2020 年 1 月 31 日現在)

資産の部	純資産の部
現金　1 円	資本金　1 円
資産合計　1 円	負債･純資産合計　1 円